

がん特約付き

夫婦連生団体信用生命保険

POINT

1

連帯債務者であるご夫婦2人でご加入いただけます。

2人で備えて！

万一も安心！

POINT

2

ご夫婦のどちらかが保障の対象となった場合、
住宅ローン残高が0円になります。

ご夫婦どちらかが

死亡

所定の高度障がい

初めて「がん」と医師により診断確定された場合

余命6ヶ月以内と判断された場合

住宅ローン残高が

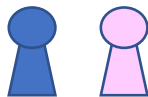
0

円

夫婦連生団信の場合



借入額を
3,000万円
とすると



団信
3,000万円
100%

団信
3,000万円
100%

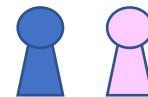
ご夫婦どちらかに万一のことがあった場合

住宅ローン残高は0円

夫婦連生団信ではない場合



借入額を
3,000万円
とすると



団信
1,500万円
50%

団信
1,500万円
50%

※付保割合50%の場合

ご夫婦どちらかに万一のことがあった場合

一方の債務が残る

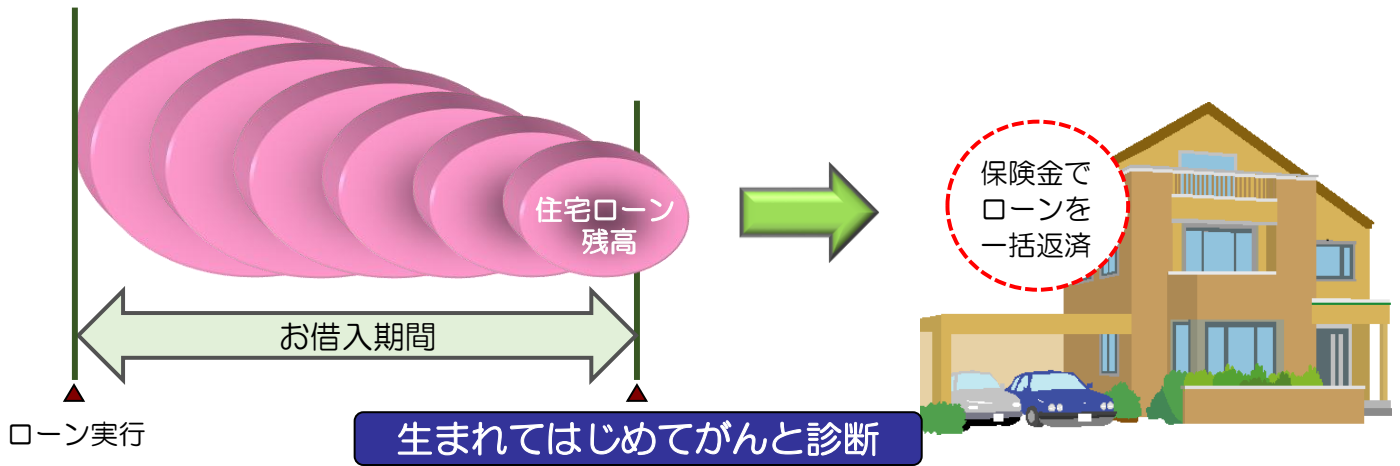


名古屋銀行

Bank of
NAGOYA

がん診断保険金特約付き団体信用生命保険

生まれてはじめてがんと診断確定された時点の住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローン債務の返済に充当されます。死亡・高度障がいについても、保障します。



ご留意事項

- ・夫婦連生がん団信をご利用いただく場合、住宅ローン基準金利に年0.400%の上乗せがございます。
- ・お借入日（ローン実行日）以前に悪性新生物（がん）に罹患したことのある方は、ご利用いただけません。
- ・お借入日（ローン実行日）から90日以内にがんと診断確定された場合は、がん診断保険金特約の保障対象となりません。
※ 死亡保障および高度障がい保障には「90日以内」の制限はありません。
- ・上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん診断保険金特約保障の対象となりません。
- ・お申込み金額は最高2億円です。お申込み金額が1億円を超える場合は、「健康診断結果証明書」のご提出が必要です。
- ・お申込みの際は、所定の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

| | | | | | | | | | |
|------------|--|----|---------------|-------|--------------------|-------|---|------------|---|
| 対象商品 | ・スーパー住宅ローン ・㈱名古屋カードまたは中日本総合信用㈱保証付きの住宅ローン | | | | | | | | |
| ご利用いただける方 | 上記対象商品を新規にお借り入れいただく方で、融資実行時年齢満18歳以上満50歳以下、完済時年齢満80歳未満の方 | | | | | | | | |
| お借入金額 | ・200万円以上2億円以内 ※ お借入金額が、1億円を超える場合、所定の「健康診断結果証明書」をご提出いただきます。 | | | | | | | | |
| 上乗せ金利 | 住宅ローン基準金利に年0.400%上乗せ（連生団信0.300%+がん団信0.100%） | | | | | | | | |
| 保険の概要 | 一般社団法人第二地方銀行協会が保険契約者となり、上記商品をお借り入れされる方を被保険者とする団体信用生命保険です。保険料は、一般社団法人第二地方銀行協会の会員行である名古屋銀行が負担します。保険金は、名古屋銀行が保険会社より直接受領し、住宅ローン債務の返済に充当します。 <table border="1"><tr><td>死亡</td><td>保険期間中に死亡されたとき</td></tr><tr><td>高度障がい</td><td>所定の高度障がい状態に該当されたとき</td></tr><tr><td>悪性新生物</td><td>ご融資日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、はじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき</td></tr><tr><td>リビング・ニース特約</td><td>保険期間中に余命が6か月以内と判断されるとき（医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します。）</td></tr></table> <p>※保険金が支払われないケースもございます。詳細は「被保険者のしおり」でご確認ください。</p> | 死亡 | 保険期間中に死亡されたとき | 高度障がい | 所定の高度障がい状態に該当されたとき | 悪性新生物 | ご融資日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、はじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき | リビング・ニース特約 | 保険期間中に余命が6か月以内と判断されるとき（医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します。） |
| 死亡 | 保険期間中に死亡されたとき | | | | | | | | |
| 高度障がい | 所定の高度障がい状態に該当されたとき | | | | | | | | |
| 悪性新生物 | ご融資日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、はじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき | | | | | | | | |
| リビング・ニース特約 | 保険期間中に余命が6か月以内と判断されるとき（医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します。） | | | | | | | | |
| 引受保険会社 | 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 TEL：0120-101-976（月曜日～金曜日 9：00～17：00 祝日・年末年始は除きます） | | | | | | | | |
| その他 | ・保障内容の詳細等については「被保険者のしおり」をご参照いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。 ・住宅ローンのお申し込みに際しては、名古屋銀行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。 | | | | | | | | |

ここでのがん診断保険金特約付き夫婦連生団体信用生命保険に関する説明は、名古屋銀行が、保険契約者である一般社団法人第二地方銀行協会の会員行としての立場から、ローン利用者のみなさまの便宜のため行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。